



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ถ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 44 (2014年8月21日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.44 は、2014年6月30日に告示された「ASEAN 物品貿易協定に基づく原産地証明書発行について」です。2015年のASEAN統合を控え、貿易関連の法律改定が行われております。今回は、このトピックを取り上げます。

2014年

### 貿易局告示

(ประกาศกรมการค้าต่างประเทศ ประกาศเรื่อง การออกหนังสือรับรองถิ่นกำเนิดสินค้าตามความตกลงการค้าสินค้าของอาเซียน

ASEAN 物品貿易協定に基づく原産地証明書発行について

(เรื่อง การออกหนังสือรับรองถิ่นกำเนิดสินค้าตามความตกลงการค้าสินค้าของอาเซียน อนุสัญญาว่าด้วยการค้าสินค้าอาเซียน อนุสัญญาว่าด้วยการค้าสินค้าอาเซียน อนุสัญญาว่าด้วยการค้าสินค้าอาเซียน อนุสัญญาว่าด้วยการค้าสินค้าอาเซียน)

ASEAN 物品貿易協定の批准により、タイ国は、東南アジア諸国連合(ASEAN)域内の特惠関税を享受するための原産地証明を行う際に、「原産地規定のための原産地証明に関する規則」に準拠する必要があります。また輸出者は、特惠関税の適用を希望する商品輸入の際に原産地証明書(フォームD) (หนังสือรับรองถิ่นกำเนิดสินค้า อนุสัญญาว่าด้วยการค้าสินค้าอาเซียน)を使用しなければならない。

2013年8月19日に開催された第27回ASEAN自由貿易地域委員会会議により、原産地証明書に関する規則の改定が決議され、上記協定に従い、改定版の原産地証明書フォーム(フォームD)を採用することが決定した。

原産地証明書(フォームD)の発行が、上記協定に基づき改定された「ASEAN自由貿易地域の原産地証明に関する規則」に準拠していること、ならびに2005年2月28日付け2005年商務省告示「国際貿易又は国際貿易慣行に関する協定に基づく原産地証明書発行について」及び2011年2月9日付け貿易局告示「電磁的方法による輸出-輸入の証明書申請に関する原則、方法及び条件」に合致し正しく実施されていることを確実にするため、貿易局は以下のとおり告示する。

- 第1項 タイ国を原産地とする物品を ASEAN 加盟国に輸出する者は、ASEAN 物品貿易協定に基づく特惠関税の適用手続の際に提示するために原産地証明書(フォーム D)の申請を希望する場合、貿易局又は貿易局の委任を受けた組織に対して、本告示末尾に規定の様式に従い、原産地証明書(フォーム D)申請書を提出すること。その際、以下の書類を同時に提出すること。
- (1) インボイス原本又はコピー
  - (2) 船荷証券又は航空貨物受取証又は物品の国際輸送を証明するその他書類
  - (3) 2006年6月8日付け2006年貿易局告示「特惠関税適用申請のための原産地資格審査申請フォーム(第2版)」の末尾に規定の原産地資格審査申請フォーム(関税率表第1類から第23類)
  - (4) 貿易局が関税率表第25類から第97類までの物品について結果を保証済みである物品の原産地資格審査の結果
  - (5) 原産地に関する規則及び物品の原産地証明に関する規則、ならびに上記協定に基づく追加要求事項に準拠させるためのその他関連文書
- 第2項 物品の原産地を検証する必要がある場合、貿易局は、適宜関連する追加証拠文書を要求する権利を有する。
- 第3項 ASEAN 地域における現地調達率の原則に基づき製造された物品の場合、輸出者は、原産地証明書(フォーム D)の9の欄に輸出する物品の FOB 価格を記入すること。但し、カンボジア及びミャンマーへの物品輸出のために原産地証明書を申請する場合は、いずれの製造原則に基づく物品の輸出の場合も、9の欄に輸出する物品の FOB 価格を記入すること。
- 第4項 第三国の事業者が発行した物品のインボイスの場合(第三国インボイス)、以下の原則に従い原産地証明書(フォーム D)を申請すること。
- (1) 製造者、輸出者及び輸入者は、居住地が ASEAN 加盟国にあること。
  - (2) インボイスを発行した第三国が、ASEAN 加盟国であるか否かは問わない。
  - (3) 原産地証明書(フォーム D)の7の欄に、物品インボイス発行者名及びインボイスを発行した第三国名を記入すること。
  - (4) 原産地証明書(フォーム D)の10の欄に、第三国の事業者又は輸出者による物品インボイス番号及び日付を記入すること。
  - (5) 原産地証明書(フォーム D)の13の欄の「第三国インボイス」の前に(✓)を記入すること。
- 第5項 他の ASEAN 加盟国で開催される展示会にて展示するために物品を持ち出し、展示会において又は展示会終了後に、ASEAN 加盟国の購入者に対して当該物品を販売するために原産地証明書(フォーム D)を申請する場合、原産地証明書(フォーム D)の13の欄の「展示会」の前に(✓)を、2の欄に展示会場名を記入すること。
- 第6項 仲介者である ASEAN 加盟国から他の ASEAN 加盟国に物品を輸出する場合(Back-to-Back)において原産地証明書(フォーム D)を申請する場合、原産地証明書(フォーム D)の13の欄の「連続する原産地証明書(Back-to-Back CO)」の前に(✓)を記入すること。その際、以下の書類を同時に提出すること。
- (1) 輸入及び輸出の際に使用するインボイス原本又はコピー
  - (2) 輸入及び輸出の際に使用する船荷証券又は航空貨物受取証又は物品の国際輸送を証明するその他書類
  - (3) 輸入申告書原本又はコピー

(4) 原産国において発行された有効期限内にある原産地証明書(フォーム D) 原本又はコピー

この場合の原産地証明書に記載されている物品の総重量は、最初の輸出者である ASEAN 加盟国が発行した原産地証明書(フォーム D)に記載された物品の総重量を超えていないこと。

当該原則に従い発行された原産地証明書の有効期限は、最初の輸出者である ASEAN 加盟国が発行した原産地証明書(フォーム D)の有効期限と同等であること。

第7項 ASEAN 加盟国を原産地とする物品を、ASEAN 加盟国に輸出することを目的とし、完成品の製造に使用する原材料としてタイに輸入する場合において輸出者が原産地証明書を申請する場合、原産地証明書(フォーム D)の 13 の「累積」の前に(✓)を記入すること。その際、以下の書類を同時に提出すること。

(1) 輸入及び輸出の際に使用するインボイス原本又はコピー

(2) 輸入及び輸出の際に使用する船荷証券又は航空貨物受取証又は物品の国際輸送を証明するその他書類

(3) 輸入申告書原本又はコピー

(4) 完成品の製造に使用する原材料として輸入した物品に対し、最初の輸出者である ASEAN 加盟国で発行された原産地証明書(フォーム D) 原本又はコピー

第8項 タイを原産地とする物品を、完成品の製造に使用する原材料として ASEAN 加盟国に輸出した場合において輸出者が原産地証明書を申請する場合、原産地証明書(フォーム D)の 13 の欄の「部分的累積」の前に(✓)を、2 の欄に展示会場名を記入すること。この場合、輸出する物品の現地調達率が、タイから輸出する物品の FOB 価格の 20%以上 40%未満であること。

第9項 輸出者が ASEAN 加盟国に対し、関税分類変更基準を満たしていない原材料を使用した物品を輸出する場合において、原産地証明基準を満たしていない当該物品の原材料の価格が輸出物品の FOB 価格の 10%以下であり、当該物品が原産地証明基準に準拠して製造されている場合、原産地証明書(フォーム D)の 13 の欄の「僅少」の前に(✓)を記入すること。

第10項 故意でなく、又は上記の期間中に原産地証明書(フォーム D)を申請できない正当な理由がある場合において、輸出時に又は積載日から 3 日以内に原産地証明書(フォーム D)を申請していない場合、輸出者は、貿易局に対し積載日より 1 年以内に原産地証明書(フォーム D)の遡及申請書を提出することができる。

第11項 原産地証明書(フォーム D)の有効期限は、発行日より 12 ヶ月とする。

第12項 原産地証明書(フォーム D)が紛失又は破損した場合、原産地証明書(フォーム D)の再発行申請書を提出すること。その場合、貿易局は、新規発行の原産地証明書(フォーム D)の 12 の欄に従来の原産地証明書(フォーム D)の番号及び発行日を参照とし「正当な謄本である。」との内容を記載する。当該手続は、従来の原産地証明書(フォーム D)の発行日より 1 年以内実施しなければならない。

2014 年 7 月 1 日発効

2014 年 6 月 30 日告示

貿易局長

スラサック・リアンクルア

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

---

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2014年9月18日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

---

#### 【スタッフのご紹介】

★TJPのスタッフをご紹介します。

今回は、翻訳のコーディネーター及びタイ語文書の校正を行っている Ms ワンワリー(K.Aim)をご紹介します。

< Ms ワンワリー・ブンラットから >

カセサート大学人文学部にて翻訳学を専攻し、チュロンコン大学文学部にて翻訳の修士号を取得しました。

2004年 TJ プランナライに入社し、翻訳コーディネーターとしてお客様と翻訳者の調整、及び校正業務を担当してきました。1年間のオーストラリア語学留学を経て、再び TJP に戻り、在職期間はトータルで約9年になります。

在職期間中に大学院で翻訳を学ぶ機会を得られたことで、翻訳についての知識能力を高めることができました。お客様には、当社のクオリティーの高い翻訳サービスにご満足いただけていると自負しております。



## TJP サービスのご案内

### <通訳者派遣>

半日から対応が可能です。日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。  
商談、労働訴訟、技術研修、会計監査 など各種対応が可能です。

### <翻訳>

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。  
取扱い文書は、契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。  
翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

### <定型フォーマットの販売>

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。  
「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### <各種デザイン>

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成  
カタログのデザイン  
ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など  
詳細につきましてはご相談ください。

**【お問い合わせ】**TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

現役経営者がお届けする タイ語-日本語対訳の必読本

# 「タイ国 国税法」

## [タイ国 国税法-収録内容]

- 所得税
- 付加価値税(VAT)
- 特別事業税
- 他収録

新刊のご案内

2014年7月1日発売開始



タイ語-日本語併記

文字が大きく読みやすい

会社経営に必要な基礎知識満載

TJプランナライリクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42. Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: trans@tjprannarai.co.th

# 書籍購入 申込書

## 「タイ国 国税法」

会社経営・ビジネス実務において正確な理解が必要とされる国税の知識。  
会計士・経理スタッフの有効活用のためにも是非お役立てください。

価格：1,500バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAXまたはEmailにてご送信ください。

To TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

Email: trans@tjprannarai.co.th

申 込 書

申 込 書

ご芳名 :	
Name (English) :	
会社名 (英語でご記入ください) :	
お届け先 (ご住所) :	
-----	
Tel :	Fax :
Email :	

※お申込書受領後、Eメールにてお支払方法をご案内申し上げます。  
※送料は別途発生いたします。